

建築相談(証明事項調査)票

下記事項について、関係書類を添えて相談（依頼）します。

2022 年 8 月 30 日

相談者 申請者	住所	鹿児島市鴨池新町 1 0-1		氏名	相談 太郎
	連絡先	(電話)	099-286-3710 ※日中連絡がつく電話番号を必ずご記入ください。		
		(Fax)	099-286-5635	(mail)	keikaku@pref.kagoshima.lg.jp
	所属等	☐ 建物所有者 ☐ 土地所有者 ☒ 設計事務所 ☐ 施工業者 ☐ 宅建業者 ☐ その他 () 所属名 (<u>〇〇〇 1 級建築士事務所</u>)			

○建築相談

※ 確認申請を指定確認検査機関に申請されたもの及び申請予定のものについては、当該確認機関にご相談ください。

1 計画地	鹿屋市打馬 2 丁目 1 6-6		地域地区	第一種住居地域	
2 計画概要	用途	共同住宅		構造	R C 造 6 階建
	建築面積	500 m ²	延べ面積	2,500 m ²	建物名称
3 添付書類	☐ 付近見取図（住宅地図等に相談地を囲む） ☒ 配置図 ☒ 平面図 ☐ その他設計図 ☐ 計画地の写真等 ☐ 地籍図、登記簿等の写し ☐ その他 ()				
4 相談内容	(相談内容) - 共同住宅の新築において、敷地内に別棟で駐輪場を計画している。 - 当該駐輪場は、建築基準法第 2 条第 6 号ただし書の「その他これに類するもの」として、本体建築物においては、延焼のおそれのある部分を生じないものと考えてよいか。 (参考：回答内容) - 当該駐輪場が自転車置場（可燃物の燃料を使用するバイク（総排気量に関係なし）置場を含まない。）であり、主要構造部が不燃材料で造られたものは、法第 2 条第 6 号ただし書の「その他これに類するもの」として取扱い、本体建築物においては延焼のおそれのある部分を生じないものとする。				
5 建築時期等	建築確認申請時期	2022年11月頃		建築着工時期	2022年12月頃

※注意事項

- 相談票には相談内容を具体的にご記入してください。また、相談者の見解やその根拠がある場合は、併せて記入してください。
- 相談内容は建築基準法に基づく建築確認や許可等における条文、取扱等の解釈や具体的な建築計画上の問題点等に係る相談、協議を対象とします。「この敷地にこの建物は建てられるか?」、「この計画は問題があるか?」のような漫然とした質問にはお答えできませんので、あらかじめご承知ください。
- 相談内容によっては、回答までに期間を要することもありますので、あらかじめご承知ください。

○各種証明事項調査

1 所在地	(住居表示)					
2 所有者				建物名称		
3 建物概要	用途			築年月		
	建築面積	m ²	延べ面積	m ²	構造	造 階建
	確認年月日	年 月 日	☐ 不明	確認番号	第 号 ☐ 不明	
4 区分	☐ 建築確認台帳記載事項証明書 ☐ 建築工事届出証明書 ☐ 道路の位置指定等証明書					
5 その他参考となる事項						

※建築物等を特定するため、参考となる資料(登記事項証明書、住宅地図等)の添付をお願いします。